

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第64号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

- 3 特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいい、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定による認定を受けた幼稚園及び同条第3項の規定による認定を受けた同項に規定する連携施設を除く。）において保育標準時間認定子ども（子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する保育の利用が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分に該当する子どもをいう。）が利用する支給認定教育・保育（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育をいう。）の時間が8時間以下である場合は、2にかかわらず、イ欄を適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）